

## 戸籍法等の改正に関する要綱案（案）についての補足説明

（前注）本部会資料では、要綱案（案）を太字で示し、そのうち特に必要と思われる事項につき説明を記載した。また、部会資料11からの変更点に下線を付した。

### 第1 氏名の仮名表記の戸籍の記載事項化に関する事項

#### 1 戸籍の記載事項への追加

戸籍法第13条に規定する戸籍の記載事項として「氏名を片仮名等で表記したもの（以下「仮名表記」という。）」を追加するものとする。

（注）氏名の仮名表記に用いるのは、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）本文第1に定められた直音、拗音、撥音、促音を片仮名に変換したもののほか、片仮名表記の小書き及び長音記号等とする。

#### 2 氏名の仮名表記の許容性及び氏名との関連性

氏名の仮名表記の許容性及び氏名との関連性に関する審査について、戸籍法に「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」という趣旨の規定を設けるものとする。

（補足説明）

#### 1 本文について

前回会議において、①氏名の仮名表記の届出に際し、氏名の仮名表記の許容性及び氏名との関連性についても審査事項となること、②氏名の仮名表記について氏名との関連性が当然に求められると考えられる一方で、自明のものではないと捉えられる可能性があること、③今般の氏名の仮名表記の法制化により、氏名の仮名表記を本人確認事項の一つとして活用することが可能となることからすれば、個人の特を阻害するようなものを認めるべきではなく、その趣旨を明らかにする必要のあることなどを理由として、氏名の仮名表記の許容性及び氏名との関連性に関する規律を設ける必要性について示唆する意見が複数あった。また、従前の【甲案】と【乙案】では運用上大きく変わらないものと考えられ、両案をすり合わせるものが考えられるのではないかとの意見が複数あった。

これらの意見を踏まえ、本文において、氏名の仮名表記の許容性及び氏名との関連性に関する審査について、戸籍法に規律を設ける案（従前の【乙案】）を提案している。

#### 2 想定される運用

本文の規律における一般に認められている読み方かどうかは、名に名乗り訓が

多用されてきた歴史的経緯も念頭に入れ、社会において受容され又は慣用されているかという観点から、常用漢字表又はその付表に掲載されているか、漢和辞典など一般の辞書に掲載されているかどうかだけでなく、辞書に掲載されていない読み方についても、届出人に説明を求め、一般に認められているものといえるかどうかを判断することが考えられる。

なお、①漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方、②読み違い（書き違い）かどうか判然としない読み方、③漢字の意味や読み方からはおよそ（又は全く）連想することができない読み方など、一般に認められている読み方として許容されない類型について、法務省民事局長通達等で示すことを想定している。

## 第2 氏名の仮名表記の収集に関する事項

### 1 氏又は名が初めて戸籍に記載される者に係る収集等について

(1) 戸籍の届書の記載事項（戸籍法第29条）に届出事件の本人の「氏名の仮名表記」を追加するとともに、棄児発見調書（戸籍法第57条第2項）の記載事項に「氏名の仮名表記」を追加し、氏又は名が初めて戸籍に記載される者の氏名の仮名表記を戸籍に記載するものとする。

### (2) 届書の記載事項の整理

届出人と届出事件の本人が同一である場合にも、戸籍法第29条に規定する戸籍の届書の記載事項として「届出事件の本人の氏名」を明記するものとする。

### 2 既に戸籍に記載されている者に係る収集について

経過措置として、次のような趣旨の規律を設けるものとする。

(1) 新法の施行の際現に戸籍の筆頭に記載されている者（以下「戸籍の筆頭者」という。）は氏の仮名表記の届出を、戸籍に記載されている者は名の仮名表記の届出を、それぞれ施行日から1年以内に行うことができるものとする。

(2) 戸籍の筆頭者が当該戸籍から除籍されているときは、第二順位として配偶者、第三順位として子（いずれもその戸籍から除籍された者を除く。）が施行日から1年以内に限り、氏の仮名表記の届出を行うことができるものとする（既に当該戸籍について(1)の氏の仮名表記の届出がされた場合を除く。）。

(3) 新法の施行の際現に戸籍に記載されている者（戸籍の筆頭者を除く。）であって、施行日以後に新戸籍の筆頭に記載されるものは、施行日から1年以内に限り、氏の仮名表記の届出を行うことができるものとする（新戸籍に記載される氏について、既に(1)又は(2)の氏の仮名表記の届出がされた場合を除く。）。

(4) 市町村長は、施行日から1年を経過した日に、氏名の仮名表記を戸籍に記載するものとする（氏の仮名表記については、(1)、(2)又は(3)の届出がされた場合を除く。名の仮名表記については、(1)の届出がされた場合を除く。）。

- (5) 戸籍の筆頭者は(4)により記載された氏の仮名表記について、戸籍に記載された者は(4)により記載された名の仮名表記について、それぞれ一度に限り、家庭裁判所の許可を要せず、届出のみで変更することができるものとする。  
氏の仮名表記の変更の届出について、戸籍の筆頭者に配偶者があるときは、配偶者とともに当該届出をしなければならないものとする。
- (6) (5)により氏の仮名表記の変更の届出をすることができる戸籍の筆頭者が当該戸籍から除籍されているときは、第二順位として配偶者、第三順位として子(いずれもその戸籍から除籍された者を除く。)が氏の仮名表記の変更の届出をすることができるものとする(既に当該戸籍について(5)又は(6)の氏の仮名表記の変更の届出がされた場合を除く。)
- (7) (1)、(2)又は(3)により、戸籍の筆頭者又は戸籍に記載されている者が、氏名の仮名表記として、一般に認められている読み方以外の読み方によるものを届け出る場合には、現に使用していることを証する書面を提出しなければならないものとする。

(補足説明)

1 戸籍に記載されている氏(本文(1)の規律)

前回会議において、本文(1)の規律において、氏の仮名表記に係る届出人を戸籍の筆頭者としている点に関し、当該氏につき最も熟知しているのは筆頭者であると考えられる理由について補足すべきである旨の意見があった。

この点、民法第750条において、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と規定されており、民法の規定を前提に、戸籍法第9条において、「戸籍は、その筆頭に記載した者の氏名及び本籍でこれを表示する。」と規定されている。

このように、筆頭者の氏名は、本籍とともに戸籍のインデックスとして機能しており(参考資料12参照)、民法の規定を前提として、筆頭者の配偶者や子は、筆頭者と同じ氏を称することとされている。したがって、戸籍に記載されている氏は、当該戸籍の筆頭者の氏であり、通常、筆頭者は、婚姻前からその氏を称している者であることから、その配偶者や子に比して、当該氏を称している期間が長いと考えられ、当該氏及びその読み方を示す氏の仮名表記について、最も熟知しているのは筆頭者であると考えられる。

2 氏の仮名表記に係る届出人(本文(1)の規律)

前回会議において、本文(1)の規律において、氏の仮名表記に係る届出人を戸籍の筆頭者としている点に関し、筆頭者が長期療養中である場合や失踪中である場合など、筆頭者による届出が困難である場合の対応について検討すべきであるとの意見があった。

この点、筆頭者が長期療養中の場合には、届出の通則に従い(戸籍法第47条参照)、郵送による届出や使者による届出が可能である上、「届出人が疾病そ

の他の事故によつて出頭することができないとき」に該当する場合には、委任者である筆頭者本人の委任状を要するものの、代理人による口頭による届出(戸籍法第37条第3項)も可能である。

また、筆頭者が失踪宣告を受けた場合には、当該筆頭者は除籍されることから(戸籍法第23条)、本文(2)の規律に従い、第二順位として配偶者、第三順位として子による届出が可能である。

なお、筆頭者が氏の仮名表記の届出をすることが困難な場合には配偶者又は子が届出をすることができる旨の規律を設けることとすると、届出に際し、「筆頭者が氏の仮名表記の届出をすることが困難である」と認められるか否かについて、実質的な審査が必要となり、市町村窓口における審査の負担が懸念される上、疎明資料等が必要となり、オンラインによる届出も困難となることから、そのような規律を設けることは相当でないと考えられる。

### 3 オンラインによる届出(本文(1)及び(2)の規律)

本文(1)及び(2)の規律による氏又は名の仮名表記の届出については、書面による届出のほか、マイナポータルを利用したオンラインによる届出を可能とすることを想定している(詳細については、今後、デジタル庁と調整を進める予定である。)

また、併せて、マイナポータルのお知らせ機能を用いて、氏名の仮名表記の届出を促す通知を送付することについても、今後、デジタル庁と調整を進める予定である。

### 4 現に使用していることを証する書面(本文(7)の規律)

現に使用していることを証する書面としては、国又は地方公共団体の機関が発行した有効な身分証明書等であつて、氏名の仮名表記又は氏名のローマ字表記が記載されたものが想定され、例えば、旅券や各種保険の被保険者証等が考えられる。

## 第3 氏名の仮名表記の変更に関する事項

### 1 氏又は名の変更に伴わない場合の規律

戸籍法に次のような趣旨の規律を設けるものとする。

- (1) やむを得ない事由によつて氏の仮名表記を変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。
- (2) 正当な事由によつて名の仮名表記を変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

### 2 氏又は名の変更に伴う場合の規律

戸籍法第107条及び第107条の2の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 戸籍法第107条第1項の規定により氏を変更しようとするときは、氏及

- び氏の仮名表記を変更することについて家庭裁判所の許可を得て、その許可を得た氏及び氏の仮名表記を届け出なければならない。
- (2) 戸籍法第107条第2項の規定により外国人配偶者の称している氏に変更しようとするときは、婚姻の日から6か月以内に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、その旨及び変更しようとする氏の仮名表記を届け出ることができる。
- (3) 戸籍法第107条の2の規定により名を変更しようとする者は、名及び名の仮名表記を変更することについて家庭裁判所の許可を得て、その許可を得た名及び名の仮名表記を届け出なければならない。

#### 第4 その他

その他所要の規定を整備するものとする。